

飯島町に専門家（宅建士、解体業者）を派遣しました！ ～空き家の処分方法を検討するため解体費、土地代について相談～

●相談内容

所有者不明、相続人が管理を行っていない管理不全空き家について、今後の対応方針を検討する基礎資料とするために、建物解体費用及び土地の販売価格について、各分野の専門家にアドバイスをお願いしました。



●相談状況



【宅地建物取引士のアドバイス】

現地を確認しながら、宅地及び農地について、概算の価格査定を依頼
概ねの取引価格を把握し、解体費用に土地処分費を充てることのできるかの基礎資料とします。

【解体工事業者のアドバイス】

建物毎の解体費用について、見積依頼敷地内に活用できそうな建物と活用は難しそうだが古民家を使いたい人には魅力的な建物があったため、建物別に解体費を試算して今後の検討材料とさせていただきます。



空き家内に家具等の生活用品が多い場合には、残存物の処分費が建物解体費を上回ることもあるそうですので、活用又は解体するにしても空き家の整理をしておくことが大切かもしれません。